

1. 協議事項

議案第1号

生瀬地区コミュニティ交通における回数券の導入について

生瀬地区コミュニティ交通における回数券の導入について

当該コミュニティ交通の事業計画等につきまして、第3回西宮市都市交通会議地域公共交通分科会（本年5月19日開催）及び第4回宝塚市地域公共交通会議（本年5月22日開催）において、ご承認いただき誠にありがとうございました。

上記分科会において、委員の方から回数券の導入に関するご質問があったことを契機に、その後、「ぐるっと生瀬」運行協議会で回数券の導入について協議を重ねてまいりました。その結果、下記のとおり回数券を導入することを計画しており、今回、ご協議をお願いするものです。

記

1. 回数券の内容

- ・発行者 阪急タクシー株式会社
- ・販売価格 3,000円（300円券11枚綴り）
- ・販売場所 阪急タクシー株式会社事務所
コミュニティバス車内 等
- ・事業計画の概要 「別紙」参照

2. 導入に至った理由

- ・利便性向上による利用促進を図れるため
- ・車内における運賃收受処理の簡素化（運転士の負担軽減、定時運行の確保）を図れるため

「ぐるっと生瀬」運行協議会
理事長 阪上 一男

事業計画の概要（道路運送法第5条に基づく「事業計画」）（案）

事業の名称	生瀬地区コミュニティ交通	
計画・運営主体	名称	ぐるっと生瀬運行協議会
	代表者	阪上 一男
	所在地	西宮市生瀬町1-8-18
運行主体	名称	阪急タクシー株式会社
	所在地	大阪府豊中市服部南町3-5-12
	代表者	鈴木 雅司
事業計画の概要	運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業
	運行開始	平成27年10月（予定）
	事業免許	道路運送法第4条
	使用車両	【常用】14人乗り小型バス(コミューター) 1台（新規購入） 【予備】10人乗りジャンボタクシー 1台 ※運行開始から14人乗り小型バス(コミューター)の新規購入までの間は、次の車両を使用 【常用】10人乗りジャンボタクシー 1台 【予備】10人乗りジャンボタクシー 1台
	路線延長	①生瀬高台ルート（5.9km） ②宝生ヶ丘ルート（5.6km） ③青葉台ルート（7.5km） ④青葉台・サーパスルート（9.7km） ⑤花の峯ルート（7.0km） ⑥花の峯・サーパスルート（9.4km）
	運行経路	宝塚駅を起終点とし、生瀬高台・宝生ヶ丘・青葉台・花の峯・サーパスの5地区を循環
	運行回数	①②は各5便/日・③⑤は各4便/日・④⑥は各1便/日 計20便/日（6系統、午前8時台から午後5時台）
	運賃	大人300円/乗車、小人200円/乗車 ※小学生未満は無料 ※連続する2ルート内に限り1乗車運賃で乗車可能（乗継割引） ※回数券3,000円/冊（300円券11枚綴り）
生瀬地区の概要	地区内人口：8,800人（H27.3末） 高齢化率：28.68%（全市平均22.18%） 地理的条件：JR生瀬駅や阪急バス停留所から半径1キロメートル以内に位置しているが、最寄りバス停留所との高低差が最大113メートルあり、地形勾配が急で、徒歩移動が困難な地区である。	
主な利用目的	通院、買い物等	
これまでの経緯等	○自家用自動車の運転が困難な高齢者、障害のある人等の移動制約者の移動手段確保のため、コミュニティ交通の導入に向けた検討を平成23年度から開始。 ○道路運送法第21条許可による試験運行を実施。 ・平成24年10月15日～19日（5日間）※無料試験運行 ・平成26年3月3日～31日（20日間）※有料試験運行 ・平成26年10月1日～平成27年3月31日（119日間）※有料試験運行	

今回の変更箇所